

化学物質の現状と課題

名古屋市環境局公害対策部
公害対策課

1

本日の内容

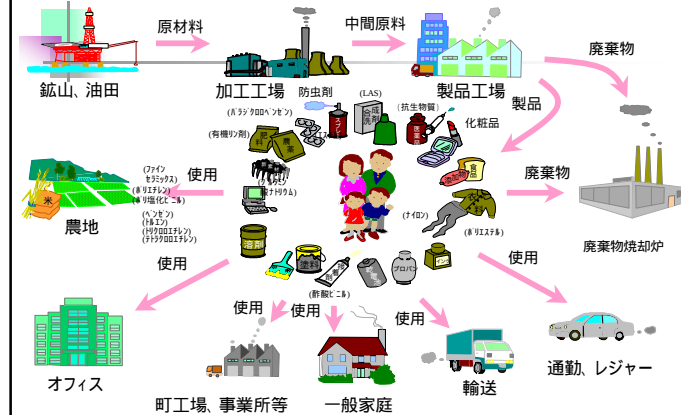
化学物質による環境リスクとその管理
名古屋市における化学物質対策
今後の課題

2

化学物質による環境リスクとその管理

3

現代生活に欠かせない化学物質



4

化学物質の環境リスク

化学物質が人の健康等に影響を与えているおそれがある！

→ 化学物質の**環境リスク**を評価し、これを低減させるための措置を講じていく必要がある！

◆環境リスクとは

環境中に排出された化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れ

◆化学物質による**環境リスク**
= 化学物質の**有害性** × **暴露量**

5

P R T R制度の導入

- 様々な化学物質の使用 **汚染の懸念**
- 環境規制法による規制 一部の化学物質に**限定**
- 環境中での**リスクが不明**な数多くの物質が存在



「どんな化学物質がどこからどれだけ大気や水域などに排出されているか」という情報が必要！

その情報を把握するための仕組み = **P R T R**

6

PRTR法とは？

○特徴

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進
化学物質の排出に関する情報を関係者で共有
社会全体で化学物質を管理していく

○PRTR法の2本柱

(PRTR制度)

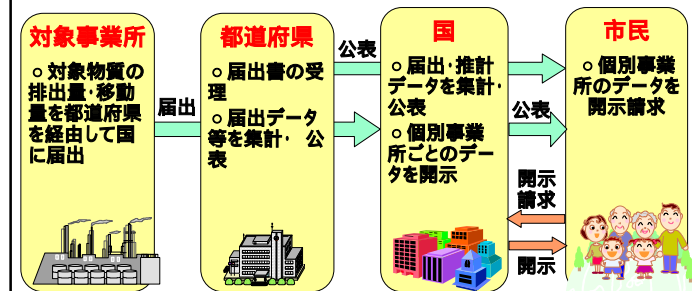
対象化学物質の
排出量等の把握・届出

(MSDS制度)

指定化学物質等取扱事
業者による情報提供等

PRTR制度とは？

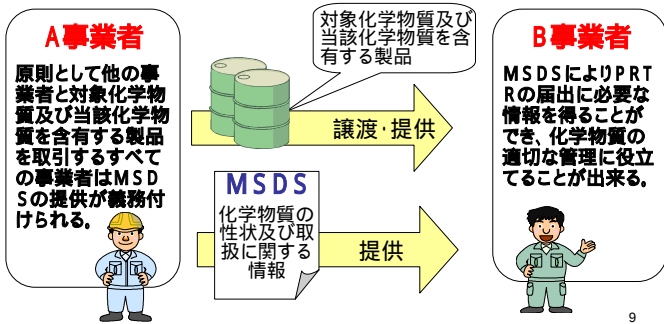
PRTR: 化学物質排出移動量届出制度



8

MSDS制度とは？

MSDS: 化学物質等安全データシート



リスクコミュニケーションの必要性

PRT Rで排出量などの情報を把握したけれど有害な影響の有無などの科学的な解明は難しい。リスクの受け止め方には個人差がある。



化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等の全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること
= **リスクコミュニケーション**が必要！

10

名古屋市における化学物質対策

11

名古屋市における化学物質対策

- PRT R法に基づく化学物質管理
- 市条例に基づく化学物質管理
- リスクコミュニケーションの促進

12

PRTR法

PRTR法に基づく化学物質管理

- 届出の受付、審査
- 届出の周知及び正確な届出書作成の指導
- 届出の集計及びホームページでの公表
- 説明会の開催

13

PRTR法

PRTR届出集計結果(平成15年度)

排出量と移動量の合計は、

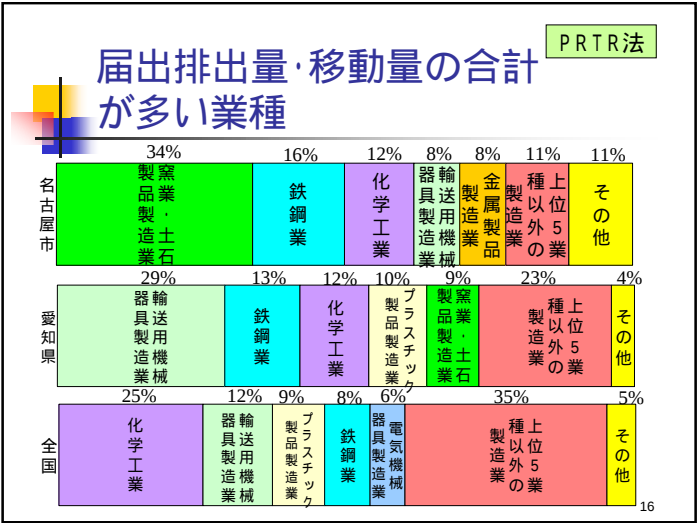
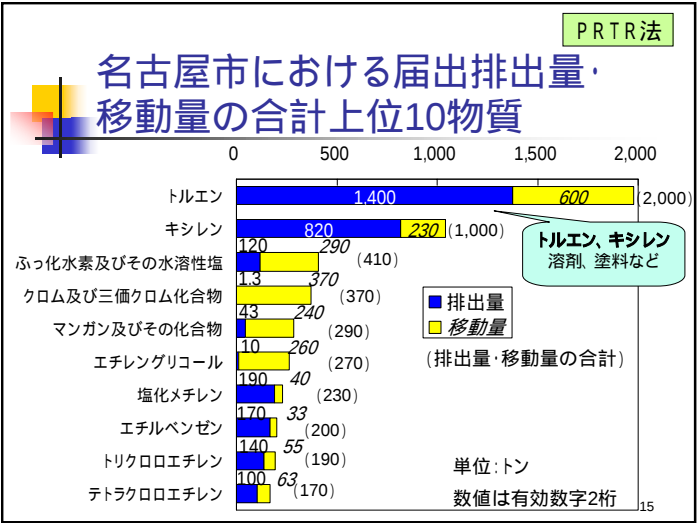
- 愛知県は全国で**1位!**(都道府県別)
- 名古屋市は愛知県で**1位!**(市町村別)

単位:トン

	排出量			移動量			排出・移動量合計
	大気	水域	合計	廃棄物	下水道	合計	
名古屋市 (愛知県構成比)	2,955 (13.3%)	270 (51.2%)	3,225 (14.1%)	2,994 (19.3%)	15 (18.1%)	3,009 (19.3%)	6,234 (16.2%)
愛知県 (全国構成比)	22,261 (8.9%)	527 (4.2%)	22,814 (7.9%)	15,523 (6.6%)	83 (2.7%)	15,606 (6.6%)	38,420 (7.2%)
全国	250,433	12,544	290,508	236,467	3,088	239,556	530,064

注)排出量の合計には土壌への排出、埋立量を含む。
(名古屋市においては排出はない)

14



市条例

市条例に基づく化学物質管理

○目的

化学物質を取り扱う事業者に対し、化学物質に関する自主的な適正管理を促し、化学物質による環境汚染の未然防止を図る。

○主要内容

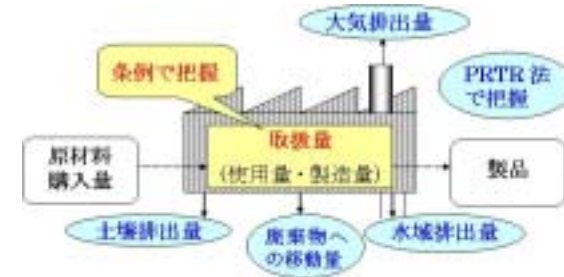
特定化学物質（PRTR対象物質と同じ）の取扱量の把握、届出
 特定化学物質等適正管理書の作成、届出
 事故時の措置の報告

17

市条例

特定化学物質の取扱量について

対象事業者は特定化学物質（PRTR対象物質と同じ）の取扱量を把握・届出。市はそれを集計・公表。



18

市条例

特定化学物質等適正管理書について

対象事業者は**特定化学物質等の管理方法、事故時の措置等**について文書化したものを作成・届出

○記載事項

- (1) 管理方針及び管理計画
- (2) 取り扱う特定化学物質の名称
- (3) 特定化学物質の取扱施設における管理方法
- (4) 事故の未然防止対策及び事故時の措置
- (5) 管理組織

○周辺住民等の求めに応じて、**その内容を説明するように努める必要がある。**

19

市条例

事故時の措置について

対象事業者は特定化学物質が排出され、人の健康や周辺の生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、**応急措置を講ずるとともに事故等の状況を報告**

○報告の内容

- (1) 事故の状況
- (2) 講じた措置の概要
- (3) 工場等の周辺における被害の状況
- (4) 再発防止のための措置の概要

20

リスクコミュニケーションの促進

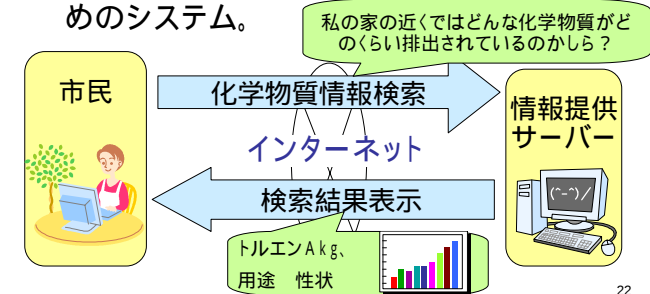
- なごや化学物質リスクコミュニケーション懇談会の設置・運営
- 化学物質に関する講演会(事業者向け・市民向け)の実施
- 化学物質情報提供システムの開発
- パンフレット・ホームページ(なごやの化学物質情報)などによる情報提供

21

(具体例1)

化学物質情報提供システム

- PRTRの届出データ、化学物質の有害性情報などを視覚的にわかりやすく表示するためのシステム。



22

(具体例2) アスベストの リスクコミュニケーション懇談会

- 日時:平成17年8月5日 10時～12時
委員:市民・NPO 2名 保健委員 1名
学識経験者 2名 事業者 3名
行政 4名
- 内容:アスベストに関する市民からの相談状況、アスベストによる健康影響などについて、情報及び意見の交換を行いました。
- 会議録等は名古屋市ホームページのアスベストに関するページに掲載しております。

23

今後の課題

- わかりやすい情報提供
例:化学物質情報提供システムの活用
- リスクコミュニケーションに必要な人材の確保
例:化学物質アドバイザーの活用
- 事業者が自主的に行うリスクコミュニケーションの支援
例:情報の提供、会合への参加

24